

慈光寺本『承久記』の史料的評価に関する一考察

野口 実

はじめに

上横手雅敬は、一九五六年の論文「承久の乱の歴史的評価」(『史林』第三九卷第一号)において、承久の乱が中世史上重要な事件であるにもかかわらず、従来殆ど研究がなされていないことを指摘しているが、少なくとも、この事件の経過や事実関係の解明という基礎的な研究には、その後も大きな進捗は見られていない。^①

承久の乱に関する史料は、乱後の京方与同者にたいする幕府の追及が厳しく(たとえば、院近臣^②位法印尊長の日記が幕府に押収されたために、彼と親交のあった人々が恐慌をきたしたということなどもあった)、事件に直接関係する記事を書いた貴族の日記などの記録類が少なく、全体の経過をたどる上での基本史料は後世に編纂された『吾妻鏡』や『承久記』などに頼らざるを得ない。^③もとより『吾妻鏡』は一方の当事者である鎌倉幕府の編纂によるものであるから言うまでもないが、その場合、これらは徹底した史料批判を前提とした活用がはからなければならない。しかしながら、歴史学のジャンルでは、それは未だに殆ど手つかずのままの状態と言わざるを得ないのである。

一方、国文学のジャンルでは、近年、テキストとしての『承久記』の成立時期を確定するための研究が盛況で、

流布本とこれと内容が大きく相違する慈光寺本との比較、鎌倉後期における思想状況をふまえて慈光寺本の古態性を指摘する研究などが相次いで公にされている。

本稿は『承久記』諸本のうち、最古態本とされる慈光寺本について、歴史資料としての側面から検討を加えることを目的とするものである。まず、国文学の側面からの研究成果について整理し、それに歴史学の立場から若干の考察を加える。ついで、慈光寺本における幕府西上軍の大將軍を、流布本や『吾妻鏡』と比較することによって、その史料的価値について検討してゆきたい。

本稿が、承久の乱の経過を再構成し、その歴史的評価を試みるための前提作業の一助となれば幸いとするところである。

一 従来の研究における慈光寺本の評価

『承久記』の歴史資料としての評価について、はじめて本格的に検討を加えたのは龍肅「承久軍物語の成立」(鎌倉時代——上・「関東」——)春秋社、一九五六年)であろう。しかし、ここでは慈光寺本は取り上げられておらず、『承久軍物語』が『承久記』と『吾妻鏡』の記事を合わせて近世に成立したことを明らかにしたものであった。

慈光寺本については、早く富倉徳次郎「慈光寺本承久記の意味——承久記の成立——」(国語・国文)第一三卷第八号、一九四三年)が、その成立年次を「大体承久の乱の翌年の貞応元年以後貞応二年五月までの約一年間」とする説を提出していたが、これに異論をとなえたのが益田宗「承久記——回顧と展望——」(国語と国文学)軍記物語特輯号、一九六〇年)である。すなわち、同本に「此君ノ御末ノ様見奉ルニ天照大神正八幡モイカニイタハシク見奉給ケ

ン」とある記事をもって「此君」——土御門院の皇子後嵯峨天皇・皇孫後深草天皇の即位以降の成立と見るべきだとし、また作者を「鎌倉武士の立場」に求めたのである。

これを批判・克服したのが、杉山次子「慈光寺本承久記成立私考（二）——四部合戦状本として——」（『軍記と語り物』第七号、一九七〇年）である。杉山は「末ニすス」の用法を検討して益田の上記引用部分に対する解釈を難じた上で、成立の上限を「惟信捕縛」の記事から寛喜二年（一二三〇）、下限は北条泰時に助命された十六歳の「侍從殿」——藤原範継の没年から仁治元年（一二四〇）としたのである。さらに、杉山は「慈光寺本承久記」をめぐって——鎌倉初期中間層の心情をみる——（『日本仏教』第三号、一九七一年）において、慈光寺本に三浦氏の記述が詳しいことに着目して作者圏を源実朝室の側近だった源仲兼周辺の一団に求め、また「承久記諸本と吾妻鏡」（『軍記と語り物』第一号、一九七四年）では、慈光寺本は『吾妻鏡』とは無関係に、藤原將軍期に成立したと述べている。

「慈光寺本『承久記』とその周辺」（『文学』第四七巻第二号、一九七九年）において、慈光寺本の作者の立場は鎌倉方であるとはいえないことを指摘した久保田淳は、一九九二年に刊行された新日本古典文学大系四三（岩波書店）の「承久記 解説」では、さらに踏み込んで、作者は宮廷事情と武士社会の双方に明るい、筆の立つ下級官人のごとき階層に属し、九条家とならんかの接触のあった人物であることを推測している。また、慈光寺本は三浦義村が北条義時と全く対等に描かれており、流布本のように彼が弟胤義に対して情愛を示す記事はない、という指摘も慈光寺本に史料的評価を加える上で重要であろう。

成立年代や作者圏に関する研究が進められる一方、これと関連して、作品の背後に横たわる政治思想や当時の武士の主従観念などを視角とした研究も活発である。

大津雄一「誰カ昔ノ王孫ナラヌ——慈光寺本『承久記』考——」（『早稲田大学高等学院研究年誌』第三三号、一九八九

年は、流布本では王権の存在自体は否定されておらず、後鳥羽院の敗北を彼が異端の王(悪王)である点に求めているのに対し、慈光寺本には流布本や他の作品に見られる王権への畏怖というものが全くないことを指摘する。また、同じ年に発表された佐藤泉「『承久記』考察」(『軍記と語り物』第二五号)も、流布本は、一方で幕府方の立場を肯定しようとし、もう一方では朝廷権威の存続を認めようとするという相矛盾する二面性をもって書かれていること、すなわち、徳治主義の立場から後鳥羽院の性向に王法の尽きた原因を求めていることを論じている。

これらの指摘については、西島三千代「慈光寺本『承久記』の乱認識」(『国文学研究』第一三〇集、二〇〇〇年)に、慈光寺本では義時の意志と関東の者達の意志は必ずしも一致しないのだが、流布本においてはそれが一枚岩のごとく結束させられていることなどを踏まえた上で、慈光寺本は「歴史を相対化する余裕のない時点で成立した」ものと述べられているのが、その総括として評価できであろう。

東国武士の描かれ方については、松尾鞆江「承久記の成立」(同『軍記物語論究』若草書房、一九九六年)が、慈光寺本には京都の王権に決して全人格的に隷従しては行かない東国武士の生態が描き出されていて、古態性として評価されることが多いことを述べており、須藤敬「慈光寺本『承久記』——一つの歴史叙述の試み——」(『日本文学』第四六巻第七号、一九九七年)は、慈光寺本では御恩というほどに頼朝と関東武士とのつながりは説明されていないとする。この点については佐倉由泰「慈光寺本『承久記』の表現世界」(『軍記と語り物』第三七号、二〇〇一年)も「慈光寺本の表現に主従の倫理や分を宣揚する働きは弱い」としている。

なお、荻原さかえ「慈光寺本『承久記』における政子呼称に関する一考察」(『駒澤国文』第三四号、一九九七年)は、慈光寺本において『蒙求』に見える「孟光」が政子の姿に重層化された点に注目するが、これは中世前期における妻の地位に関する歴史学の成果と照合すれば、慈光寺本の古態たることを示す根拠の一つとなるものとなるのでは

なからうか。

以上、本稿の意図に基づいて、しかもまったく表面をなぞったに過ぎないが、慈光寺本『承久記』に関する研究史を概観してみた。鎌倉時代政治史研究の立場からこれらの成果の中で関心が持たれるのは、言うまでもなく、その成立時期の古さやイデオロギーの束縛を受けていないという史料としての純粹さ、そしてその成立に三浦氏関係者が関わっている可能性のあることである。まさしく、この慈光寺本こそ承久の乱解明のための基礎的な史料足りうるものであり、鎌倉御家人中唯一、北条氏に対抗しうる実力を有したとされながら不明な点の多い宝治合戦以前の三浦氏の幕府内における位置を再検討する上で、重要な役割を果たしうると思われるのである。

ただ、そうした大きな課題に取り進む前に、克服しておくべき基礎的な問題がいくつかのこされている。その一つとして本稿で問題としたいのは、松尾葦江が前掲論文で指摘した、慈光寺本と流布本で同一の事件を扱っていないが、人名・合戦の地名・合戦の細部の記述が一致しないという問題である。

二 幕府東海道軍第五陣の大將軍

ここでは、幕府西上軍の本隊ともいうべき東海道軍諸陣の大將軍を諸史料で比較し（『吾妻鏡』は大將軍が明記され、流布本も諸陣の指揮官が明確であるのに対して、慈光寺本には大將軍とは明記されておらず、諸陣の「此ノ手ニ可付」云々という文言の前に掲げられた人物あるいは冒頭に記された人物を、それと見なすこととする）、慈光寺本『承久記』の史料価値について検証してみたい。まず、慈光寺本・『吾妻鏡』・流布本の順にその人名などを表にして掲げよう。

慈光寺本『承久記』

『吾妻鏡』

流布本『承久記』

先陣 相模守時房 二万騎

相州(時房)

一陣 相模守時房

二陣 武蔵守泰時 二万騎

武州(泰時)

二陣 武蔵守泰時

三陣 足利殿

武蔵前司義氏

三陣 足利武蔵前司義氏

四陣 佐野左衛門政景

四陣 三浦駿河守義村

二田四郎

五陣 紀内殿

千葉介胤綱

五陣 千葉介胤綱

千葉次郎

(七万騎)

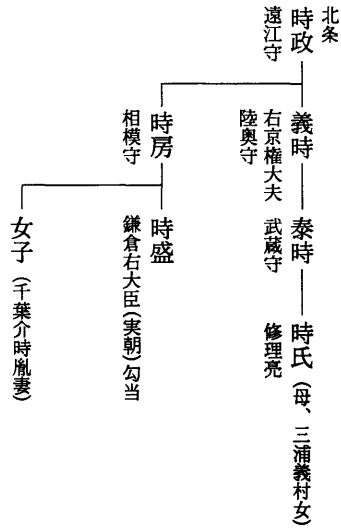
(十万余騎)

(十万余騎)

三陣まで異同はないが、四・五陣について慈光寺本は大きく相違する。このうち、まず五陣から検討を加えたい。

『吾妻鏡』・流布本『承久記』に見える千葉介胤綱は頼朝の時代、常にその後陣を担った常胤の曾孫に当たり、千葉氏一族の惣領であり、下総守護に任じていて、東海道軍の後陣である五陣大將軍にふさわしい。しかし、『吾妻鏡』安貞二年(一二二八)五月二十八日条に、この日彼が二十一歳という若さで卒したとあり、とすれば承久の乱の時はわずか十四歳ということになる。そうすると、たしかに名目上、千葉氏一族ないしは下総国に対する軍役は胤綱に課せられたかも知れないが、実際の任務に当たったのは、後見的な立場にあった千葉一族の人物と見るのが順当であろう。そう考えると、慈光寺本の他史料との齟齬は、かえってその史料の信憑性を示すものと仮定することが出来るのである。

系図1〔北条氏〕



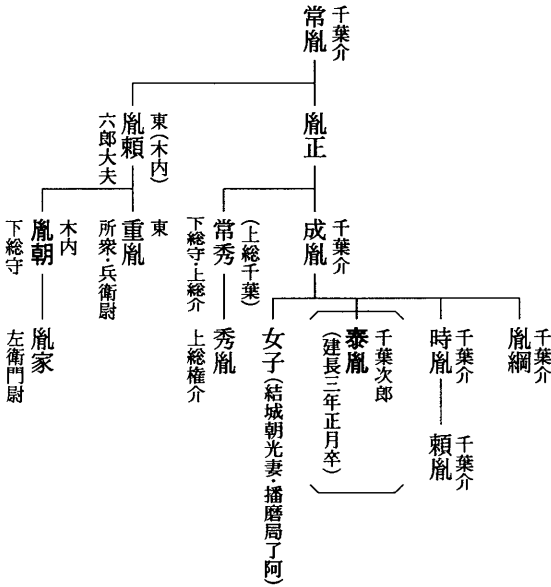
(一) 千葉次郎

「千葉次郎」は、慈光寺本では、この幕府軍のリスト以外に、乱の決着がついた後の七月六日、後鳥羽院が四辻殿から鳥羽殿へ移させる際の供奉役として名を見せている。慈光寺本『承久記』は、益田宗・久保田淳の校注で新日本古典文学大系四三二（岩波書店、一九九二年）に収録されている。その脚注には「千葉胤綱か」とあるが、胤綱を「千葉次郎」とする史料は皆無であり、また『吾妻鏡』承久元年（二二二九）七月十九日条の、三寅が鎌倉に入御した際の行列の交名に「千葉介」が見え、これは胤綱に比定されるから、承久三年段階で、胤綱が千葉次郎を称していたと考えるのも無理である。この名乗りから確認できることは、「千葉」を名字としているから、千葉氏嫡宗家の人物と見られるということのみであろう。

『吾妻鏡』を検すると、この時代に「千葉次郎」として所見するのは、寛元二年（二二四四）八月十五日条に初

見し(千葉次郎泰胤)、最終所見が建長二年(一二五〇)十二月二十七日条(千葉次郎)の千葉泰胤である。彼は中世前期の千葉氏の系譜を記す系図史料のうちでもっとも史料的评价の高い『神代本千葉系図』や鎌倉時代末から南北朝に成立したことが明らかなか中条家文書『桓武平氏諸流系図』には、系線の上では胤綱の子とされているが、実は胤綱の兄弟とされるべき人物である。すなわち、近世成立の『千葉大系図』は、泰胤を、胤綱の死後、千葉介を継承した時胤とともに成胤の子としており、それは、この慈光寺本の記事を含め、泰胤に関する諸々の知見から考え

系図2〔千葉氏〕



でも蓋然性の高い所伝と判断される。そもそも鎌倉・南北朝期に成立した系図は、事実としての血統よりも所領・所職の相伝の論理によって作成されていることも考慮されるべきであろう。^④

泰胤が、胤綱・時胤と相ついで千葉介が早世したり、宝治合戦で上総千葉氏が滅亡をとげるといった状況下、時胤の子・亀若丸(頼胤)の後見役を果たすなど、千葉一族の族的統制の危機を克服する上で大きな役割を果たした事などについては、すでに旧稿で触れたことがあるので、ここでは繰り返さない。^⑤

承久の乱勃発の当時、千葉氏一族の最有力者は上総千葉系の常秀(千葉平次兵衛尉・堺平次兵衛尉)であった。^⑥ 彼は元久二年(一二〇五)、畠山重忠追討軍が編成された際、成胤に代わって千葉一族を率いて大手軍の後陣をつとめたことがあり、この常秀こそ五陣大將軍に相応しい存在のようにも思えるのだが、元久二年のケースはあくまでも特別な事情による異例の措置であつて、御家人の嫡家に伝えられるべき頼朝から拝領した文書を成胤系(千葉介家)が相続していることから明らかなように、やはり幕府は千葉一族全体に軍役を課する場合は、千葉介が対象とされたのであろう。泰胤が御家人として独自の立場を有しつつも千葉介の近親として一体の關係にあつたことは、建治元年(一二七五)五月の「六条八幡宮造管注文」に「千葉介 同次郎跡 可寄合」と見えることからもうかがうことができる。^⑧

以上の結果、千葉次郎は千葉介胤綱の伯(叔)父とみられる泰胤に比定すべきものと思われる。

(二) 紀内殿

ところで、問題なのは「紀内殿」の方である。「紀内」という名字を持ち、と同時に慈光寺本の成立段階までに「殿」と呼ばれるにふさわしい一定のステイタスを確立していた有力者を探さなければならぬ。

岩波新日本古典文学大系の校注者（本文…益田宗、脚注…久保田淳）は、この「紀内殿」について、本文において「きないどの」のルビを付し、脚注は「山柄行景、行実の男」としている。おそらく、これは太田亮「姓氏家系大辞典」の「紀内」の項に拠り、紀内は内舎人に任じた紀氏と解し、「吾妻鏡」建仁元年（一一〇一）九月七日から承元三年（一一〇九）三月二十一日条までの間に所見する「紀内所行景」に比定したものと考えられる。名前に付せられた「所」は、彼が藏人所の所衆であることを示すものである。「山柄」は、「吾妻鏡」承元三年三月二十一日条に御鞠衆の名前が列挙してある中に行景の前に一文字分空けて書かれており、一人の人名を表すのか、行景の名字なのかは判断しがたい。ただし、御家人制研究会編「吾妻鏡人名索引」は、これを行景の名字としている。なお、大系本脚注が彼の父を行実とする根拠は私には明らかにできなかった。

「吾妻鏡」によれば、この紀内所行景は、源頼家の申請によつて後鳥羽上皇が蹴鞠の師範として京都から鎌倉に下向させた人物であり、もとより千葉氏一族などではなく、まして東海道軍の大將軍の職務を担当するような存在ではない。したがつて、大系本の脚注は誤りとしなければならぬ。

そこで、「紀内」から再考すると「キウチ（キノウチ）」とも訓める。キウチならば、千葉氏一族に比定できる人物がいる。「吾妻鏡」建長二年（一一五〇）三月一日条の「閑院殿造宮雜掌目錄」に「木内下総前司跡」と見える木内胤朝である。

木内氏の祖は千葉常胤の六男胤頼で、彼は「吾妻鏡」には「千葉六郎大夫」あるいは「東六郎大夫」と見えるが、「神代本千葉系図」では「木内六郎大夫」とされる。胤頼は下総国において東庄・木内庄・海上庄・小見郷・風早郷を所領とし、それらは子息達に分与され、その子孫はそれぞれの所領地名を名字とした。胤頼の長男の東重胤は東庄を伝領し、藏人所所衆を経て兵衛尉に任官している^⑤。胤朝は次男であつたらしく、木内次郎を称していたが、

おそらく衛府尉などに任官の後、下総守に任じたのであろう。千葉氏嫡家の伝統的称号である千葉介は千葉庄を本拠とする下総国最有力在庁¹¹下総権介の意味であるから、胤朝の下総守任官は、官制的には嫡家家督を下僚とすることを意味した。翻って考えると、この人事は、千葉一族において、それだけ胤朝の実力が評価されていたということの反映とみてよいのである。

これまで、胤朝の下総守補任の時期は不明であったが、近年、大村拓生の紹介した「弁官補任紙背文書」の一文書には注目すべき記事が含まれていた。¹²

宗寮頭被申候

可被任下総国司

平瀧朝

可被叙爵

申近衛将監

藤原康房

大嘗会御祿蔵人方

准絹三千疋進納

奉行職事定挙

申候也

これは貞応元年（一二二二）に行われた後堀河天皇大嘗会に関する成功の任人折紙であるが、三行目の平瀧朝の「瀧」の字は、まず俗人の実名に使われることのない文字であり、誤写とみてよい。私は字体から、これは本来「胤」ではなかったかと考えるのである。とすれば、この文書こそ木内胤朝の下総守補任と叙爵を示すものといえる。申請者である「宗寮頭」の「宗」の字もおそらく誤写であろうが、これによって胤朝がこれ以前（乱後の可能性もあるが）に某寮の三等官程度の官職を帯していたこと、すなわち「紀内（木内）殿」と呼ばれるに相応しい存在であったことが裏付けられるのである。

ちなみに、『玉葉』承久二年（一二三〇）四月七日条に源実康が下総守に補任された記事が見え、貞応元年はその任期途中であるから、胤朝の補任は、おそらく京方として更迭された実康のあとをうけたものであろう。千葉氏の族人で下総国に本領を有する胤朝の下総守補任が大きな政治的意味を有することは前述（実質的に惣領不在の千葉氏族統制の手段）の通りで、それは胤朝の後任として嘉祿元年（一二二五）に下総守に任じた千葉常秀において顕現するのである。¹¹

なお、胤朝が「紀内殿」すなわち第五陣大將軍の職務執行者であったことは、彼が乱の勲功賞として、大和国宇野庄（鎌倉遺文 補遺九二四）・淡路国筑佐庄・同由良庄（同三〇八八）など、千葉氏一族では突出して西国に多くの新恩所領を得ていることから裏付けることが出来よう。ちなみに、彼の子息胤家も、寛喜三年（一二三二）二月、左衛門尉に補任されている（『民経記』同五日条）¹²。

以上の考察によって、「紀内殿」は千葉氏一族の有力者であった木内胤朝に比定すべきものと思われる。

三 三浦義村の位置

つぎは、四陣の相違である。そもそも慈光寺本における三浦義村は、久保田淳の指摘するように北条義時と全く対等に描かれており、また杉山次子の示唆するように、慈光寺本にはその成立に三浦氏関係者の関与さえ推測されるのである。歴史学における三浦氏に対する研究成果を見ても、同氏が北条義時・泰時の時代に北条氏と拮抗するほどの実力を有していたことが指摘されている。三浦義村は実朝死後、後継の鎌倉殿に九条道家の子息教実を推し、その弟三寅の東下が決定すると、鎌倉下向にあつての供奉・接待を担当するような御家人中突出した存在であり、慈光寺本において、義村が大将軍に名を連ねていないのは実に不審といえるのである。

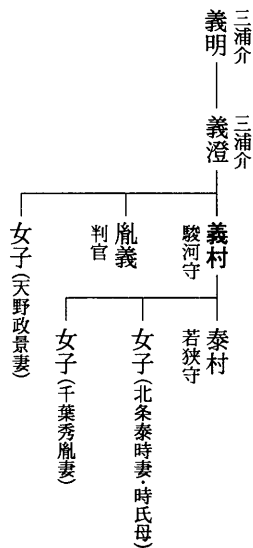
幕府軍西上過程における義村の行動については、『吾妻鏡』や『承久記』諸本以外に徴すべき史料は得られないが、上洛後の彼の活動については比較的信憑性の高い史料から三点の注目すべき事実を知ることが出来る。その一は、『承久三年四年日次記』（『大日本史料』第四編之十六、二八六頁）に、入京した義村が、関東から特に宮中の守護を命じられていると称して、右近将監頼重らを差し遣わしたことが見えること。その二は、先に紹介した『賀茂旧記』（注（3）参照）に「同七月七日、するがの守北白河殿にまいりて、宮せめいだしまいらせて、おがみまいらせて、同九日御くらむにつかせ給ときこゆ」とあつて、彼が後堀河天皇即位の実行主体であつたことが知られること。その三は、『武家年代記 下 裏書』（同 四一九頁）に、後鳥羽院の所領を後高倉院に進めた際に、武家要用の場合は返すという条件を義村が申し入れたという記事が見えることである。さらに、これまた近年紹介された西園寺家所蔵『院御廐次第』によると、義村の嫡子泰村は戦後処理の一環として院御廐の実質的管理者の地位を示す院御廐家主に就任している。

承久の乱後、義村が列島各地の重要な地に守護国や所領を獲得し、京都政界においても関白九条道家を畏怖させるほどの権勢を有していたことについては、すでに旧稿で述べたところだが、上記の事実と総合して考えると、幕府軍における義村の立場は、どうも一陣の大將軍の地位にとどまるものではなかったように思われる。そう考えると、慈光寺本『承久記』が、義村を一陣の大將軍として記載せず、幕府西上軍の本隊となる東海道軍の二陣に子息泰村を配するにとどめた理由も理解できるのである。

流布本には、近江に進出した幕府軍が諸方に進路を分けるとき、泰村は父と別れて泰時に属す場面が描かれ、なぜ親と行動を共にしないのかという義村に、泰村は一緒に行動したいのだが、出陣の際に北条義時に約束したことで、これを反故にするのは自分のためにも家のためにもならないと答え、義村もやむを得ずと考えて戦の駆け引きを教え、郎等五十人をつけてやったというくだりがある。上横手雅敬は、この記事について、義村は京方について弟の胤義からの院方への参加の誘いを断り、率先して北条氏に異心のないことを誓っていたが、それを現実の行動で果たさなければならず、その必要があつてこのような行動をとつたものと解している¹⁶。しかし、そもそも義村こそ上洛軍における幕府側の当事者的存在であつたのであり、しかも、北条泰時は三浦義村の婿、すなわち泰時の嫡子時氏は義村の外孫であり、さらに義村の嫡子泰村は泰時の烏帽子子にして婿であつた¹⁷。また、『吾妻鏡』(六月七日条)には、幕府の東海道軍と東山道軍が合流した後の軍議において京都進攻の部署が義村の意見によつて決定され、泰村はこの決定にしたがつて義村から泰時の手に移つたとされていることにも注目したい。

したがつて、この三浦父子軍中離別譚は、まさしく承久の乱後の幕府・朝廷にとつてあるべきイデオロギーに基づいて、三浦氏嫡宗家の滅亡後に、承久の乱における三浦氏の特殊な従軍形態の事実を踏まえて形成された逸話と見てよいのではないだろうか。

系図3〔三浦氏〕



以上から、義村は幕府東海道軍において基本的には泰時の率いる本隊に属しながら、泰時の舅として、その後見の役に任じていた。すなわち、幕府西上軍の実質的な総司令官としての立場にあったと考え得るのである。

それでは、慈光寺本に幕府東海道軍の四陣として記録された「佐野左衛門政景」と「二田四郎」は、これに任ずる蓋然性のある武士なのであろうか。

新日本古典文学大系本の脚注は、前者を「下野国の佐野氏か」とし、後者については「新田三郎藏人重家の男に藏人四郎信家」があるとして、上野の源氏系新田氏に比定しているようである。しかし、これまた不十分な考証といわざるを得ない。

まず、「佐野左衛門政景」であるが、当時、佐野氏の一族にこの名前・官職に該当する人物は見当たらない。しかし、「天野左衛門尉政景」は「吾妻鏡」に所見する。佐野は天野の誤りであろう。天野政景は伊豆を本貫とする御家人で、建保六年（一二二八）六月以前に左衛門尉となっており、乱後の貞応元年（一二三二）には長門守護に補され、貞永元年（一二三三）頃には和泉守に任じた有力者である^⑩。ただし、乱勃発の時点では管轄する守護国が

ないので、正式な大將軍に任じられたとは見なし難く、五陣同様、職務執行者と考えた方がよいであろう。三浦義村が形式的に四陣の大將軍の立場にあつたとすると、政景の起用は彼の妻が義村の姉妹であること（統群書類従所収「天野系図」）によるのかも知れない。ちなみに、宝治合戦に際し、「天野和泉前司子息等」が三浦方に加わっていたことが『皇代曆』（四 後深草天皇）に見える。

もう一人の「二田四郎」は、当時の諸陣編成が一族ないし国単位に行われていることを考えると、天野氏同様、伊豆を本貫とする御家人をまず候補にあげるべきであろう。伊豆にもニッター仁田氏があるからである。伊豆の仁田氏といえば建仁三年（一一〇三）の比企氏の乱に関係して討たれた仁田四郎忠常が有名であるが、この事件で仁田氏の勢力は失墜したものと見られる。したがって、慈光寺本に見える仁田四郎が伊豆御家人であるとしても、とても大將軍の職務を担当するような存在ではない。四陣を構成する武士は佐野（天野）左衛門政景と仁田四郎しかあげられていないから、仁田四郎は指揮官として考える必要はあるまい。なお、『吾妻鏡』承久三年六月十八日条に収める「六月十四日宇治合戦討敵人々」の交名に、天野平内次郎と並んで仁田次郎太郎の名が見え、伊豆御家人仁田氏の従軍だけは明らかである。

むすびにかえて——課題と展望——

杉山次子は流布本について、慈光寺本と『吾妻鏡』などを合わせて成立したものとするが、松尾葦江が指摘するように個々の人名・地名など一致しない点も多い。

慈光寺本が『承久記』のうち最古態のテキストであることは認められても、そこに登場する人名・地名などは不

正確である可能性もあつたわけだが、上記の考察によつて、流布本や『吾妻鏡』がその点で整合性を有しているのは、作品に持ち込まれたイデオロギーと同様に操作されたものであることを不十分ながら浮かび上がらせることが出来たように思う。やはり、承久の乱の過程を述べたり、乱の歴史的评价について検討するに際しては、史料の根幹に慈光寺本を据えるべき事は明らかであろう。¹⁹⁾

しかし一方、流布本にも史料価値の高い記録・伝承が取り入れられている可能性が高い。

たとえば、東寺の付近において同じ上総国御家人である角田^{すだ}氏の軍と三浦胤義軍が合戦に及ぶ場面が見えるが、それは在地における紛争を背景にした両者の私怨が背景に看取できて、何らかの確実な史料に基づく記述と思われるのである。²⁰⁾

『源平盛衰記』は『平家物語』諸本の中では後出本だが、「物語」ではなく「記」として、ときに最古態とされる延慶本よりも信憑性の高い史料を基にした記述の挿入された例が見られる。²¹⁾『承久記』流布本にもこれと同様な側面が認められるのである。したがって、流布本を歴史資料として活用するための取り組みも課題としなければならぬのである。

上横手雅敬は、「可能な限り多面的な検討を加える」ことを前提にして、『平家物語』、とりわけ延慶本の史料としての活用を提唱している。²²⁾本稿では、同様なことが慈光寺本『承久記』についても言えることを明らかにしたつもりである。こうした取り組みは、背景となる政治・社会的状況などがまったく顧慮されていないことなど、ときに大きな疑問を感じざるを得ない事例に遭遇する国文学ジャンルにおける歴史学的な考証にも裨益をもたらさうであろう。

また、本稿においては、細かな考証過程で、とくに地域史の観点から問題になっている鎌倉前期における千葉氏

一族の惣領・家督（族長）権に関する問題や三浦義村の評価についても新たな知見を得ることができたように思う。この上はさらに、慈光寺本『承久記』に基づき、あらたな承久の乱像構築の可能性をさぐり、主君への恩義や王権への畏怖観に縛られていない時代の生き生きとした武士像を描く機会を得たいと念じている。

注

(1) とりわけ事件の経過に関しては、すぐれた研究書として定評の高い、平雅行『日本中世の社会と仏教』（塙書房、一九九二年）においてさえ、拙稿「ドキュメント承久の乱」（『別冊歴史読本 後鳥羽上皇』新人物往来社、一九九〇年）のような一般向けに書かれた程度の文献しか参考文献にあげ得ないのが現状である。

(2) 『明月記』安貞元年八月十二日条。なお、上横手雅敬「承久の乱の諸前提」（同『日本中世政治史研究』塙書房、一九七〇年）参照。

(3) その意味で、山下克明によって紹介された天理大学附属天理図書館所蔵本『承久三年具注暦』は、都で乱に遭遇した一官人の生の記録史料としてきわめて貴重である。山下は、この記事に基づき、諸書によって日付の異なる院方武士の美濃発遣や幕府北陸道軍の上洛時期を確定するとともに、乱関連の記事の多くが墨で塗りつぶされているのは、院方の折衝に組み込まれていた記主が、乱後、自身に危害が及ぶことを避けるために行ったのではないかという推測を示している（『承久三年具注暦』の考察）大東文化大学東洋研究所『東洋研究』第一二七号、一九九八年）。

乱に関する典籍史料としては、上賀茂神社所蔵で鎌倉後期に同社神主賀茂経久によって記録された『賀茂旧記』が、近年になって紹介されている（尾上陽介「賀茂別雷神社所蔵『賀茂神主経久記』について」『東京大学史料編纂所研究年報』第一一号、二〇〇一年）。これには、乱発生時に神主であった能久（経久の祖父）が院宣によって一条河原の院御所に半強制的に招

集されたことや、院方の敗北が確実にになると神社境内に逃げ込む者が多かったことなど、他の史料に見られない生々しい事実が記録されている。

(4) 青山幹哉「中世系図学構築の試み」『名古屋大学文学部研究論集』一六・史学三九、一九九三年。

なお、『神代本千葉系図』・『桓武平氏諸流系図』の成立時期および史料的评价については、拙稿「上総氏と千葉氏」(『坂東武士団の成立と発展』弘生書林、一九八二年)および「古代末期の武士の家系に関する二つの史料——永承二年二月二十一日付「藤氏長者宣」と中条家文書「桓武平氏諸流系図」——」(拙著『中世東国武士団の研究』高科書店、一九九四年、初出一九八四年)、今野慶信「古系図にあらわれた豊島氏」(「いたばし区史研究」第四号、一九九五年)、井原今朝男「中世善光寺平の災害と開発——開発勢力としての伊勢平氏と越後平氏——」(『国立歴史民俗博物館研究報告』第九六集、二〇〇二年)を参照されたい。

ところで、『般若院系図』(『群書系図部集』第五所収)には、泰胤について「母修理太夫時房女。建治元年八月一日生。法名常存。永安寺入道」と記すが、『桓武平氏諸流系図』は、千葉介時胤の子の頼胤を北条時房女の所生としており、『千葉大系図』によると、頼胤は建治元年八月十六日に卒している。これらのことから、『般若院系図』の少なくとも法名以前の部分の記事は生年と没年を取り違えた上に、頼胤にかかるべき記事を泰胤に誤ったものとみられる。

成胤の生年は、『千葉大系図』によれば久寿二年(一一五五)、『源平闘諍録』巻第五の二に治承四年(一一八〇)に十七歳とあるのに従えば長寛二年(一一六四)ということになるが、いずれにしても成胤の年齢に対応させてみると、胤綱の承元二年(一一〇八)や時胤の建保六年(一一二八)という生年はおそきに過ぎ(拙稿「上総千葉氏について」拙著『中世東国武士団の研究』初出一九八四年、参照)、泰胤はかれらの庶兄であった可能性が高いのではないかと思われる。ちなみに、俗伝に属するが、泰胤の生年を文治四年(一一八八)とするものもある(『薄衣系図』)。

この、泰胤を成胤の子とする見方はほぼ通説化しつつあるが、断定するにたる史料がないことも事実である。最近、やはり胤綱の子とすべきであるという意見も提出されており（福田豊彦「源平闘諍録」の成立過程——千田合戦と伊藤三女の二説話を中心に——補論・千葉介胤綱・時胤および千田泰胤の系譜上の位置」「千葉県史研究」第一一号別冊、中世特集号、二〇〇三年）、成胤の女子として結城朝光の妻（山河重光の母）となった播磨局（了阿）のあったことを解明した市村高男「下総山河氏の成立とその背景——中世常陸地域史の再検討——」（千葉歴史学会編「中世東国の地域権力と社会」岩田書院、一九九六年）などの成果を踏まえた上で、後考の余地のあることは明記しておかなければならない。

- (5) 拙稿「千葉氏の嫡宗権と妙見信仰——『源平闘諍録』成立の前提——」（拙編「第二期関東武士研究叢書第五巻 千葉氏の研究」名著出版、二〇〇〇年、初出一九九八年）。

- (6) 千葉常秀および上総千葉氏については、拙稿「上総千葉氏について」を参照されたい。

- (7) 拙稿「鎌倉武士と報復——畠山重忠と二俣川の合戦——」（『古代文化』第五四巻第六号、二〇〇二年）、同「鎌倉武士の心性——畠山重忠と三浦一族——」（五味文彦・馬淵和雄編「中世都市鎌倉の実像と境界」高志書院、二〇〇四年）。

- (8) 海老名尚・福田豊彦「資料紹介」「田中稊氏旧蔵典籍文書」二六条八幡宮造営注文」について」（国立歴史民俗博物館研究報告「第四五集、一九九二年」）。

- (9) 東氏については、外山信司「鎌倉時代の東氏——東国武士の歌の家——」（『千葉県史研究』第一一号別冊、中世特集号、二〇〇三年）を参照されたい。ただし、外山が重胤の名に冠せられた「所」から武者所祓候を推測したのは誤りである。また、当時においては、兵衛尉は六位相当の官職であった。

- (10) 大村拓生「日記の記録過程と料紙の利用方法」（河音能平編「中世文書論の視座」東京堂出版、一九九六年）。

- (11) 拙稿「上総千葉氏について」参照。

承久の乱後、千葉氏の一族にも京官に補任される者が増加する。主要人物については拙稿「上総千葉氏について」所掲「表1 千葉氏一族の官職補任」に示したが、記録類を博搜すればさらに多くの事例が検出できるのであろう。たとえば「平戸記」だけを見ても、千葉氏一族と見られる者として、①仁治元年（一二四〇）十二月十八日条…平胤忠の任左馬允、②寛元二年（一二四四）四月五日条…平胤時の東宮御祈功による任左兵衛尉、③同三年四月八日条…平胤頼の任右兵衛尉、④同年八月二十九日条…平清胤の任右衛門尉、⑤同年九月十二日条…平胤光の初斎宮功による任左兵衛尉の記事が検出できる。

- (12) 村石正行は、嘉禄三年（一二二七）九月十二日「僧澄尊・慶春・行縁連署請文案」に、大和国宇野庄地頭「木内二郎之代官山河太郎」が在地で興福寺などと紛争を起こしたという記事があることを紹介し、この「木内二郎」を胤朝に比定している。「千葉一族の西遷と大和国宇野庄——『鎌倉遺文』未収「信濃国佐久郡長念寺阿弥陀如来胎内文書」から——」（『年報三田中世史研究』一〇、二〇〇三年）。しかし、胤朝が貞応元年（一二二二）に下総守に補任されているとすれば、これは、その子胤家に比定されるべきであろうか。胤家は『吾妻鏡』寛元二年（一二四四）八月十五日条に「木内次郎胤家」と見える。近世成立の『千葉大系図』は胤家について「木内次郎。左衛門尉」とするが、左衛門尉への補任が記録で確認できることは本論に述べたとおりである。ちなみに、『吾妻鏡』には、寛元元年七月十七日条に「木内二郎」、同四年八月十五日条に「木内下総（野）次郎」が所見する。

なお、木内二郎の代官となった「山河太郎」が、村石の指摘するように、下総結城氏一族（下野小山氏の同族で千葉氏とは別系）で千葉介成胤外孫の山河重光であったとすれば、それは当時の下総国内における木内氏の勢力の程を反映したものと評価することができる。

- (13) 『愚管抄』巻第六 順徳。拙稿「執権体制下の三浦氏」（拙著『中世東国武士団の研究』、初出一九八三年）。

- (14) 木村真美子「中世の院御厩司について——西園寺家所蔵「院御厩次第」を手がかりに——」（『学習院大学史料館紀要』第一

○号、一九九九年)、高橋秀樹「鎌倉幕府と馬——三浦氏とのかかわりを中心に——」(『市史研究横須賀』創刊号、二〇〇二年)。

(15) 拙稿「執権体制下の三浦氏」、同「承久の乱と三浦氏」(『三浦一族研究』第三号、一九九九年)。

(16) 上横手雅敬「北条泰時」吉川弘文館、一九五八年、三五―三七頁。

(17) 上横手雅敬「北条泰時」、拙稿「執権体制下の三浦氏」。なお、『承久記』流布本によると、承久の乱の時、三浦泰村は十八歳であった。

(18) 御家人制研究会編『吾妻鏡人名索引』(吉川弘文館、一九七一年)、佐藤進一「増訂鎌倉幕府守護制度の研究——諸国守護沿革考証編——」(東京大学出版会、一九七一年)。ちなみに、天野氏については、菊池紳一「鎌倉時代の天野氏の系図について」

(安田元久編『吾妻鏡人名総覧』吉川弘文館、一九九八年)を参照されたい。

(19) 慈光寺本には、幕府東海道軍先陣をつとめる時房率いる二万騎のしんがりには、「時房子」として「勾当時盛」の名が見える。この「勾当」については「尊卑分脈」などに所見がないが、鎌倉末頃までに成立したとされる中条家文書『桓武平氏諸流系図』には「鎌倉右大臣勾当」と見えており、これは二つの史料がお互いに信憑性の高いことを示している。これによって、御家人制研究会編『吾妻鏡人名索引』が北条時盛と別に項目を立てている承久元年正月二十七日条の「平勾当時盛」が北条時盛であることが明らかとなった。

(20) 角田氏については、拙稿「中世東国武家社会における苗字の継承と再生産——吉川本『吾妻鏡』文治二年六月十一日条の「相馬介」をめぐって——」(拙編『第二期関東武士研究叢書第五巻 千葉氏の研究』、初出一九九七年)を参照されたい。ちなみに、三浦胤義と共に院方の総大将に任じた藤原秀康は承元四年(一一二〇)六月十七日に上総介に任じたが、翌月在地に入部した使者は在庁とトラブルをおこしている(『吾妻鏡』七月二十日条)。一方、三浦胤義は建保元年(一一三三)五月七日、

和田の乱の勲功賞として上総国伊北庄を獲得している。

なお、白井克浩「承久の乱再考——北条義時追討宣言をめぐって——」（『ヒストリア』第一八九号、二〇〇四年）は、承久の乱において院方が造内裏役免除を東国武士動員の方策としたことを指摘しているが、その根拠として上総国関連の史料を多く用いている。

- (21) 川合康は、元暦元年（一一八四）の伊勢・伊賀平氏の蜂起に関する『平家物語』諸本の記事を記録類との比較の上で検討した結果、『源平盛衰記』が最も史実と合致しており、独自の史料的根拠が想定されることを指摘している（京都女子大学宗教・文化研究所公開講座『平家物語』と治承・寿永の内乱）における講演「治承・寿永の内乱と伊勢・伊賀平氏——平氏軍制の特徴と鎌倉幕府権力の形成——」（二〇〇三年六月二十八日）。なお、この問題を含めて、川合による内乱期の伊勢・伊賀平氏の動向に関する最近の研究は、その近著『鎌倉幕府成立史の研究』（校倉書房、二〇〇四年）に収録された上記講演タイトルと同名の論文にまとめられている。

- (22) 上横手雅敬「史料としての『平家物語』（『文学』隔月刊第三卷第四号、二〇〇二年）。

〈キーワード〉

慈光寺本『承久記』 承久の乱 千葉氏 三浦義村